

ネットいじめとその対策

□□ □□

1. はじめに
2. インターネットの利用状況
3. ネットいじめの特徴
4. 現在のネットいじめ対策
5. 今後行うべきネットいじめ対策
6. おわりに

1. はじめに

文部科学省の調査¹によると、少年のいじめの認知件数は増加傾向にある。そのなかで、いじめの手法は多様化し、スマートフォンをはじめとしたインターネット機器の利用者が低年齢化していることから、インターネットを介したいじめ被害もよく確認されるようになった。ネットいじめの被害は家庭内などの教師の目に見えない場所でも行われ、被害の早期発見が難しく被害が大きくなりやすい。そのため一種の社会問題にもなりつつある。そして少年のネットいじめは我々若者世代にとっても身近なものであるからこそ、積極的ないじめ防止の対策の構築に関わっていく必要があると考える。

そのため、私は少年たちを取り巻くネットの環境とネットいじめの現状や対策を分析し、ネットいじめを減らし、重大化させないために今後どのような対策を加えて行うべきなのかについて、このレポートで提言することで、いじめ防止の対策の構築に携わりたい。

2. インターネットの利用状況

少年のネットいじめの現状について述べる前に、未成年のインターネット利用状況について述べる。まず、未成年のインターネット利用率についてだ。こども家庭庁が行った青少年のインターネット利用環境実態調査²によると令和5年度時点で、青少年（10歳以上の

¹文部科学省 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 <https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf>

(2025年1月2日閲覧)

²こども家庭庁 令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyau/internet_research/results-etc/r05>

(2025年1月2日閲覧)

小学生・中学生・高校生)の98.7%はインターネットを利用しており、低年齢層の子ども(0歳から9歳)でも74.9%の子どもがインターネットを利用していることがわかる。また、12歳以上の約99%がインターネットを利用しているところども家庭庁は分析しており、インターネット利用者は明らかに若い世代にまで広がっていることがわかる。そしてそれらの割合は令和元年度から右肩上がり、低年齢層に関しては令和2年度から令和5年度で10.9%も増加しており、青少年も少しではあるが増加傾向にあることがわかる。

それから、インターネットの利用内容としては動画をみるのが全年齢を通じて高く、10歳を除いて90%以上を占めており、10歳も89.9%と約90%を占めている。それに加えて、12歳以上の青少年の半分以上が投稿やメッセージ交換をし、17歳になると90%以上の青少年がその機能を利用していることも確認された。ネットいじめはSNSなどによるメッセージ交換機能によっても行われるため、そのようなメッセージ交換機能を使う青少年が多いということは重要なポイントである。

以上のことから未成年のインターネット利用率は極めて高く、インターネットの適切な利用方法の周知が徹底されていない状態であるならば、何らかのインターネットトラブルが起こっても不思議ではない環境にあるということがわかり、未成年に対し、インターネットの利用方法に関する教育が徹底される必要があることが推察される。

3. ネットいじめの特徴

それでは次にネットいじめの特徴を紹介する。

ネットいじめの事例は日々のニュースでも散見され、かつネットいじめの手法は多岐にわたるため、すべての事例を紹介することはできない。しかしながら、ネットいじめの事例には共通した特徴があるため、その特徴をここで紹介したい。

まず、1点目の特徴として挙げられるのはネットいじめの被害はどこでも起こり得るということである。東京都都民安全推進部のこたエール³のネットいじめの相談事例を見ても、SNSや誰もが閲覧可能な掲示板を通して悪口が書き込まれたというネットいじめの事例が多数報告されている。SNSはスマートフォンなどのインターネットに繋がる機器がひとつあれば、場所を選ばず投稿と閲覧が可能のため、SNSで悪口を書き込まれるなどのネットいじめの被害はどこでも起こり得ると言えると考えられる。

2点目の特徴として、ネットいじめの被害は周りが気づきにくいということが挙げられる。これまでのいじめといえば、対面で行われ、暴力を振るったり、物を隠したり、仲間はずれにするといったようなことであった。そのようないじめであれば、周りもその異変

³ 都民安全推進部こたエール

https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/consult/jirei/ijime_2.html#main-contents (2025年1月2日閲覧)

に簡単に気づくことができ、それを注意するなどして被害者を守ることができる。しかし、現在問題としているネットいじめでは、個人に直接メッセージをインターネット等の目に見えない形を通して送ることが出来るため、被害が表面化せず、周囲の人々は従来のいじめと比べて気づきにくくなっている。そのため、周囲が異変に気づき、被害者のために何らかの行動を起こすことは難しくなっていると考える。周囲の人々はいじめの被害を確認できないため、被害者本人からの被害を告発するといった働きかけができるかどうかで被害拡大を抑えるためには重要になってくるのではないかと考える。

3点目の特徴として、ネットいじめは従来のいじめと複合して行われることがあるということである。これまでのいじめと言えば、学校などの対面でいじめが行われることが多かったため、夏休みなどの長期休暇中であれば、一時的に被害は落ち着くと考えられる。しかし、今ではその対面でのいじめに加えて、24時間被害が続くインターネット上でのいじめの被害もあるため、被害者としては逃げ場がなく、これまで以上にいじめストレスが大きくなってしまおうということが考えられる。

以上をまとめると、ネットいじめの特徴は主に3つある。

まず1点目はインターネットにつながる事が出来る環境さえあれば、誰でもネットいじめの当事者になる可能性があるということ。2点目は、ネットいじめの被害を当事者以外の周囲の人が認識することは困難であるということ。そして3点目はネットいじめの被害を一時的にでも止めることは難しく、被害者の逃げ場がないという点で、被害者には大きなストレスがかかってしまうということ。この3点が従来のいじめとネットいじめの違う点で、ネットいじめの大きな特徴と言えると考える。

4. 現在のネットいじめ対策

それでは次に現在行われている主なネットいじめを防止するための対策を紹介する。ネットいじめに限った対策は少ないが、主な取り組みとして4つの取り組みが挙げられる。

まず1点目はいじめの早期発見を目的としたアンケートの実施だ。これはネットいじめに限定したものではないが、ネットいじめの早期発見に繋がると考えるため、ここで紹介する。こういったアンケートは年に数回行われ、記名を強制しない形式で行われる。また、内容はいじめの被害の有無や実態を調査するものとなっている。しかし、年に数回程度、不定期で行われるものであるため、アンケートによりいじめの被害が発覚したときにはいじめは重大化している可能性も低くなく、アンケートでいじめが発覚してからの対応も迅速に行わなければならないというデメリットがあると考えられる。

いじめの早期発見につながるかと言えるかどうかについては疑問が残る点も否定できず、十分なものであるとは言い難い現状がある。

そして2点目は国が主体となってネットいじめに関する情報を全国に発信する取り組み⁴だ。この取り組みはいくつかあるが、まずは情報通信分野の企業と国(総務省・文部科学省)が連携し、主体となって、ネットいじめの事例やインターネットの使い方を全国の学校等の現場で教えるという講座の開催が挙げられる。この講座は「e-ネットキャラバン」といい、小学3年生から高校生までを受講対象者として、ネットいじめを含めたインターネットトラブルの対策や注意点を紹介している。これは、インターネットの専門家から直接ネットいじめを含めたインターネットトラブルについて講義して頂けるため、説得力があり、効果的であると考えられる。

他にも総務省が主体となってインターネットトラブル事例集を教育現場の職員や保護者へ公表し、インターネットリテラシーを高める活動や法務省がインターネットトラブルに関する特設サイトを開設しており、ネットいじめの予防や早期発見に力を注いでいる。

3点目はいじめの相談窓口の設置だ。

これもインターネットいじめに限定した窓口という訳ではないが、多くのいじめ相談窓口がある。多くの窓口は電話で相談をする形式の窓口で、国(文部科学省や総務省、厚生労働省)や地方公共団体や地方の教育委員、NPO 法人などが主体となって窓口を運営している。24 時間運営している窓口もあるため、いじめを受けている被害者本人がいつでも助けを求められるという点でいじめ被害の重大化を防ぐことができ、効果的なものであると考えられる。しかし、1人あたりの電話が1~2時間に及ぶことや、電話を受け付けられる人数と相談を希望している人数に大きな差があり、全ての相談に応じることができないという問題があるため、効果的な取り組みではあるが、完璧なものであるとは言えないと考える。

4点目はスクールカウンセラーの配置だ。

スクールカウンセラーはいじめの早期発見や重大化を防ぐ役割だけでなく、学校全般の相談の受け付ける役割を担っており、保護者や児童の心のケアをすることを目的とする。

多くのスクールカウンセラーは学校に常駐していないため、限られた日程や時間で相談することになる。また学校に行かなければそもそも相談できないため、土日休みや長期休暇などの学校が休みの日に活用することは難しいという懸念点がある。

以上4点の取り組みが挙げられるが、懸念点がある取り組みもあり、現状のネットいじめ対策は完璧なものであるとは言えないと私は考えている。

⁴いじめ防止対策に関する総務省の取り組み

〈https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/34f031ee-2de2-4655-878f-34a8bac23a6d/2297a716/20241108_councils_ijime-kaigi_34f031ee_05.pdf〉 (2025年1月2日閲覧)

5. 今後行うべきネットいじめ対策

それでは次に私が考える今後加えて行うべきネットいじめ対策の取り組みを述べる。

私が考える今後行うべきネットいじめ対策とは、いじめ相談窓口の機能拡充である。なぜなら、ネットいじめは時間や場所を問わず起こり得るもので、周囲の人が気づきにくいものでもあるために、被害者本人がネットいじめから自衛できる環境作りがネットいじめ対策として有効であり、その方法として被害者本人がネットいじめの被害を告白できるいじめの相談窓口での相談が考えられるからである。

相談窓口の機能拡充の具体例は3点ある。

まず1点目は相談窓口を各種 SNS に展開することだ。

各種 SNS とは LINE や Instagram、X(旧 Twitter)のような主要 SNS のことである。青少年は SNS を多用しており、ネットいじめも SNS で多発しているため、各種 SNS に窓口を開設することは、いじめ相談窓口の存在を周知させることができ、相談者としても電話よりも SNS に慣れ親しんでいるために、SNS での相談形式のほうが電話よりハードルが低くなると考えるため相談しやすくなると考える。

2点目はより多くのネットいじめ専用の相談窓口を設置するべきであると考ええる。

ネットいじめは基本的にチャットのようなデータ上での被害が多いため、スクリーンショットなどで記録することでネットいじめ証拠として残すことができる。そのため、ネットいじめ専用の相談窓口内で、一定のフォーマットを用意し、その際に併せてスクリーンショットなどの証拠も添付してもらえば、ネットいじめの解決に向けて何らかのアクションを起こしやすくなると考える。

3点目は一部の相談窓口では既に行われているが、相談窓口と被害生徒の学校とで連携できるいじめ防止対策をするべきであると考ええる。

被害生徒が希望することを前提とするが、相談窓口の職員が被害生徒の現状を簡潔に学校の教員に伝えることができれば、いじめの早期解決や重大化の防止がより効果的にできると考える。

以上の3点のいじめ相談窓口の機能拡充によりネットいじめの重大化を防ぎ、早期発見がより進むと私は考える。

6. おわりに

ネットいじめに限らず、いじめの被害を防止するにはやはり周囲の大人のサポートが必要であると考ええる。しかしながら、現実的な問題として教員の人手不足などの学校での働き手としての問題も多くあり、周囲の大人のみらいじめ対策を一方向的に求めることは現実的ではないと考えた。その上で、ネットいじめの被害者本人たちが自ら声を上げて自衛できる環境をつくるのがネットいじめの早期発見や重大化防止に効果的であると考え、こ

のレポートで提言するに至った。

相談窓口の拡充には予算や働き手の問題など簡単に検討できるようなものではない課題も絡んでくるとは思う。しかし、ネットいじめで自殺してしまう子どもなど、望まない形で命を落としてしまう子どもたちがいる以上、積極的に検討し、解決しなければならない問題であると考えます。